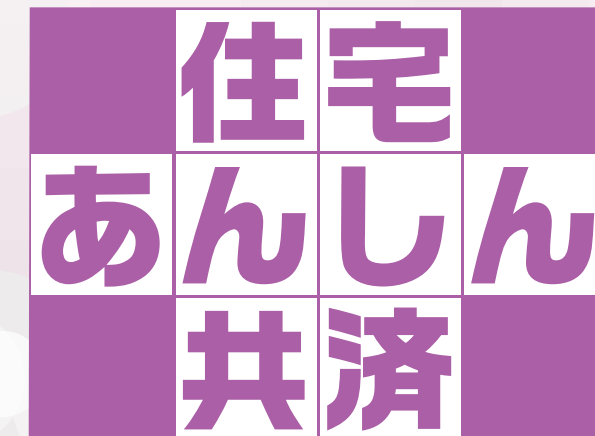




手頃な掛金、大きな保障



火災・風水雪凍害・浸水・地震などから
組合員の暮らしを守る共済

団体共済



リニューアル

住宅あんしん共済 リニューアル!!
風水雪凍害・地震の「**中規模半壊**」を新設し、
共済金の一部をアップしました。



基本部分	風水雪凍害	大規模半壊	1□10万円	▶	1□12万円	2万円 UP!
		中規模半壊	—	▶	1□9万円	新設 NEW
	地震(損壊)	大規模半壊	1□3.5万円	▶	1□4万円	5千円 UP!
		中規模半壊	—	▶	1□3万円	新設 NEW

組合員の福利厚生として住宅災害の上乗せ保障を!

お問い合わせ先 **UAゼンセン 共済事業局** **UAゼンセン 福祉共済互助会**

TEL **03-3288-3559**
住宅あんしん共済直通

TEL **03-3288-3533**
共済事業局

FAX **03-3288-3708**
共済直通



左記二次元コードをスマートフォンやタブレット端末のカメラや二次元コードリーダーで読み取ることで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。また、各共済ページからは、パンフレットもダウンロードいただけます。

URL uazensen.jp/kyousai_top/
E-mail kyosai@uazensen.jp
〒102-8274 東京都千代田区九段南4-8-19
CIRCLES+ (サークルズプラス) 市ヶ谷駅前 2階
受付時間: 平日9:30~17:15

「団体型」が「個人型」をがっちり下支えし、見舞金制度を補完・拡充！
住宅あんしん共済【団体共済】は、組合員 個人の住宅保障加入を後押しします。

これまで多くの組合に導入いただいております。

団体加入実績
2015年度以降

128団体

被災時には、しっかりと給付します。

給付実績
2011年以降

給付件数 6,066件

給付額 約3億5,827万円

※団体の加入実績、給付実績の詳細は21Pをご参照ください。

見舞金制度を補完し拡充を図ります。

すでに加入している「UAゼンセン見舞金制度」の住宅被災給付に「住宅あんしん共済」の保障がプラスされます！

	UAゼンセン 見舞金制度		住宅あんしん共済 【団体共済】 －1口加入の場合－		団体としての 給付総額
火災 	最大 15万円	+	最大 100万円	=	最大合計 115万円
風水害 (風水雪凍害) 	最大 15万円	+	最大 15万円	=	最大合計 30万円
浸水 	最大 8万円	+	最大 7.5万円	=	最大合計 15.5万円
地震 	最大 15万円	+	全壊 最大 5万円 地震火災 最大 20万円	=	最大合計 35万円
死亡 	20万円	+	2万円	=	合計 22万円

※上記のほか、その他の住宅災害修繕金1万円の給付があります。



火災や自然災害から組合員の皆さまの暮らしを守ります。

住宅あんしん共済 6つの特長

特長 1 団体制度 として災害見舞金の財源を確保

- 組合の福利厚生の一環として団体共済を採用することで、組合員の建物等の災害見舞金の財源確保につながります。

しかも掛金の10%～20%を **宣伝活動費** として還元

- 宣伝活動費は**組合(支所・都道府県支部)運営**にお役立てください。

特長 2 加入手続きが **簡単**

- 加入日の人数と団体加入者名簿のみでスタートできます。
- 詳細は、共済事業局 住宅あんしん共済までお問い合わせください。

特長 3 100% 自家運営により **手頃な掛金で大きな保障**

- UAゼンセンの「**自家共済**」なので、民間の火災保険のように収益を上げる必要がありません。
- 組合活動で募集するので募集コストや広告宣伝費がかからず掛金が割安です。

特長 4 自然災害被害への **修繕金**が充実

- 台風でも地震でも、一部損壊において、1口1万円(**団体最高6万円**)を上限に修繕金が給付されます。

特長 5 浸水時は **「床上」だけでなく「床下」も** 保障

- 民間の火災保険には、**床下浸水**保障がないのに対して、住宅あんしん共済は、1口1万円(**団体最高6万円**)を上限に修繕金が給付されます。

特長 6 加入者の死亡時(死因を問わず)に **生命共済見舞金** をお支払い

- 民間の火災保険には、死亡見舞金がないのに対して、住宅あんしん共済は、1口2万円(**団体最高12万円**)の生命共済見舞金があります。

保障(給付)内容早見表

※1口単位で希望口数に加入することができます。

基本部分			加入口数による給付額						給付額の計算と確認事項		
給付の種類	被害の程度	給付額/1口	1口	2口	3口	4口	5口	6口			
①火災・ 航空機の墜落・ 車両突入・ 爆発 等	全焼壊	100万円	100	200	300	400	500	600	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	半焼壊	50万円	50	100	150	200	250	300			
	小焼壊	10万円	10	20	30	40	50	60			
		一部損壊	5万円限度	5	10	15	20	25	30	修繕金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。
②風水雪凍害	全 壊	15万円	15	30	45	60	75	90	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	UP 大規模半壊	12万円	12	24	36	48	60	72			
	NEW 中規模半壊	9万円	9	18	27	36	45	54			
	半 壊	7.5万円	7.5	15	22.5	30	37.5	45	修繕金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります。	
	準半壊	5万円	5	10	15	20	25	30			
	一部損壊	1万円限度	1	2	3	4	5	6			
③浸水	1床上浸水	7.5万円	7.5	15	22.5	30	37.5	45	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	2床下浸水	1万円	1	2	3	4	5	6	修繕金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	
④地震災害	1損壊	全 壊	5万円	5	10	15	20	25	30	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
		UP 大規模半壊	4万円	4	8	12	16	20	24		
		NEW 中規模半壊	3万円	3	6	9	12	15	18		
		半 壊	2.5万円	2.5	5	7.5	10	12.5	15	修繕金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります。
		準半壊	1.5万円	1.5	3	4.5	6	7.5	9		
	2火災	一部損壊	1万円限度	1	2	3	4	5	6	修繕金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。
		全 焼	20万円	20	40	60	80	100	120	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
		半 焼	10万円	10	20	30	40	50	60		
		小 焼	5万円	5	10	15	20	25	30	修繕金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。
		一部損壊	1万円限度	1	2	3	4	5	6		
⑤その他の住宅災害修繕金		1万円限度	1	2	3	4	5	6	修繕金		
⑥生命共済見舞金		2万円	2	4	6	8	10	12	見舞金		

注意事項

- 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会が審議の上、共済金、修繕金の全部または一部が給付されないことがあります。

※**罹災部分修理費用実額**とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復旧させるためにかかった費用のことです。

年額掛金

加入口数	基本部分								
	年額掛金	火災・住宅災害保障							生命共済
		火災(全焼壊)	風水雪凍害(全壊)	浸水		地震		その他の住宅災害	
□	円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1	500	100	15	7.5	1	5	20	1	2
2	1,000	200	30	15.0	2	10	40	2	4
3	1,500	300	45	22.5	3	15	60	3	6
4	2,000	400	60	30.0	4	20	80	4	8
5	2,500	500	75	37.5	5	25	100	5	10
6	3,000	600	90	45.0	6	30	120	6	12

ご加入の流れ

STEP1 加入資格と対象建物の確認

① 加入資格 UAゼンセンに加盟している組合(支部)単位で、組合一括で加入できます。

② 対象となる建物



③ 加入できる建物の範囲

①	住宅 (自家 ^{※1} ・借家)		組合員本人が国内において主たる生活をしている(組合に登録している) 住宅(自家 ^{※1} ・借家)1箇所 ※1 名義は問いません
②	海外住宅		国内に「加入できる住宅」がない場合の海外住宅1箇所

- 通常の場合は、①の1箇所が給付の対象となります。
- 海外赴任者(家族^{※2}・独身者)については、②の場合に海外住宅1箇所が給付の対象となります。
※2 家族とは配偶者と子に限ります。

STEP2 基本部分 加入口数の決定

掛金は住宅構造を問わず次のとおり一律です。1口～6口の範囲で**全員同一口数**で加入します。

区分	住宅の構造・種別は問わない
掛金(年額)	1口 500円/人 × 加入口数 × 加入人数 ※ 団体最高6口加入なら3,000円/人
加入口数限度	1口～6口

例 年額3,000円の掛金で…

火災で
全焼のとき

600万円の
お支払い



また、組合の福利厚生制度として団体共済にご加入いただくと、次のとおり、**宣伝活動費**(注)が支払われます。

(注) 実際の支払いは、掛金総額との相殺となります。

区分	宣伝活動費
組合支所 設置組合	掛金の 20%
都道府県支部扱い の組合	都道府県支部へ 掛金の 10% 組合へ 掛金の 10%

ワンポイント 組合支所をまだ設置されていない組合の皆さまへ



条件に当てはまる組合は運営委員会に申請してみましょう。
宣伝活動費が20%支払われますので、組合運営に大きく寄与します。

● 組合支所設置基準は次のとおりとなります。

組合支所設置基準

- ① 組合に専従担当者を置くこと。
- ② 事務処理体制が備わっていること。
- ③ 住宅あんしん共済の加入口数が原則3,000口[※]以上あること。

※ 団体および個人の加入口数の合計

● 団体規模別の予算(掛金総額)の目安

単位: 万円/年

組合員数 加入口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口
100名	5	10	15	20	25	30
300名	15	30	45	60	75	90
500名	25	50	75	100	125	150
1,000名	50	100	150	200	250	300
1,500名	75	150	225	300	375	450
2,000名	100	200	300	400	500	600
3,000名	150	300	450	600	750	900

※ 実際の掛金支払いに際しては、組合支所設置組合は上記掛金の20%、都道府県支部扱いの組合は上記掛金の10%が宣伝活動費として支払われ、掛金と相殺されます。

STEP3 保障額の決定

団体共済を組合の**福利厚生制度の一環**として採用いただくことで、住宅災害見舞金等の**財源確保**にお役立てください。

なお、UAゼンセン住宅あんしん共済では、各組合に合わせた保障内容の設計、掛金の算出、チラシの作成等をお手伝いしていますので、お気軽にご相談ください。

保障額決定に当たっての留意点

留意点	● 宣伝活動費を踏まえた口数の検討 ● 想定以上に給付が生じた場合の財源確保 ● 焼損壊区分に応じた給付の一部補てん対応
-----	--



STEP4 お申し込み

巻末(P23)の「加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、団体加入者名簿を添えて都道府県支部、組合支所を通じてお申し込みください。

給付対象事由と認定基準

①火災等

給付対象事由 「火災」「航空機の墜落」「爆発」「車両突入」



火災

対象

- 住宅の火災
- 隣家からの類焼、落雷による火災、消防冠水、破壊消防による住宅への被害
 - ・給付請求には罹災証明書の原本の提出が必須です。
 - ・地震による火災は④-2「地震のときの火災による被害」の対象です(→P12)。

航空機の墜落

対象

- 住宅への航空機の墜落、接触、付属品や積載物の落下による住宅への被害

爆発

対象

- ガス、薬品などの爆発(破裂、爆風、気体)による住宅の被害

車両突入

対象

- 第三者による車両の突入、接触、積載物などの落下による被害
 - ・給付の請求には事故証明の提出が必須です。

対象外

- 本人や家族、同居者が所有、運転する車両による被害

水漏れ被害

対象

- 道路工事等の外因により突発的に生じた住宅内の水道管、排水管の亀裂、破損による水漏れ被害
 - ・被害程度は「一部損壊」として認定します。

対象外

- 時間の経過により生じた、原因の証明が困難な被害
- 地盤沈下による被害

「火災等」による住宅の一部とみなす設備、機器の被害

対象

- 機器:エアコン室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、ソーラー発電設備
 - ・被害程度は「一部損壊」として認定します。
 - ・買い換えた場合は、「使用年数減額率」を適用します。

■使用年数減額率

使用年数	2年未満	2年～4年未満	4年～6年未満	6年～8年未満	8年～10年未満	10年以上
減額率	0%	10%	20%	30%	40%	50%

畳・床に接着したカーペット類、フローリングの焼損

1口1万円を限度に「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。

対象外

- 線香、タバコの火による焼損

「火災等」の給付基準

被害程度	住宅延べ床面積/ 焼損壊割合	1口あたり 給付額	給付額の計算・確認事項	
全焼壊	70%以上	100万円	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
半焼壊	20%～70%未満	50万円		
小焼壊	10%～20%未満	10万円		
一部損壊	10%未満	5万円限度	修繕金	・「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。 ・家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

●被害程度 半焼壊 小焼壊 の場合

- ・被害の程度により、1口最高10万円まで付加給付される場合があります。

②風水雪凍害

給付対象事由 「台風」「豪雨」「ひょう」「降雪」「凍結」「竜巻」「落雷」



公的に証明できる天災による被害が対象

- 給付請求には罹災証明書の原本を提出してください
 - ・自治体の事情により取得できない場合は、所属組合または共済事業局へご相談ください。
- 突発的な外因による直接の被害が対象です

対象外

- 窓やドアの閉め忘れによる室内の被害といった二次的な被害は対象外
- 老朽化による被害、老朽化による雨漏りは対象外

「風水雪凍害」による住宅の一部とみなす設備、機器の被害

対象

- 機器:エアコン室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、ソーラー発電設備
- 落雷による異常電流障害による被害も対象です。
 - ・被害程度は「一部損壊」として認定します。
 - ・買い換えた場合は、「使用年数減額率」を適用します。

■使用年数減額率

使用年数	2年未満	2年～4年未満	4年～6年未満	6年～8年未満	8年～10年未満	10年以上
減額率	0%	10%	20%	30%	40%	50%

テレビアンテナ、パラボラアンテナの被害

一口1,000円として、加入口数を上限に「罹災部分修理費用実額」*の範囲で給付します。

対象外

- 業務用、趣味の無線アンテナ、それに関連する設備

修理を行わないうちに別の風水雪凍害による災害を受けた場合

一括してひとつの災害として扱います。

※罹災部分修理費用実額とは…

災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のこと。

給付対象事由と認定基準

「風水雪凍害」の給付基準

被害程度	損害割合※	1口あたり 給付額	給付額の計算・確認事項	
全壊	50%以上	15万円	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
大規模半壊	40%～50%未満	12万円		
中規模半壊	30%～40%未満	9万円		
半壊	20%～30%未満	7.5万円		
準半壊	10%～20%未満	5万円		
一部損壊	10%未満	1万円限度	修繕金	・「罹災部分修理費用実額」※の範囲内で給付します。 ・家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

※建物の主要な構成要素の経済的被害の建物全体に占める損害割合

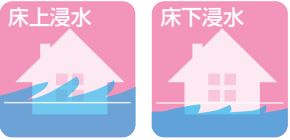
●被害程度 一部損壊 の場合

「罹災証明書」の提出を前提に、1口あたりの給付額を以下とする場合があります。

- ・「罹災部分修理費用実額」※が200万円以上の場合、1口につき5万円限度
- ・「罹災部分修理費用実額」※が100万円以上、200万円未満の場合、1口につき3万円限度
ただし、明らかなグレードアップは対象外です。

③ 浸水被害

給付対象事由 「床上浸水」「床下浸水」



浸水による住宅の被害

公的に証明ができる天災による被害が対象

- 給付請求には罹災証明書の原本の提出が必須です。
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。
 - ・水が時間をかけ、徐々に水位が上がり地盤面を超え床上浸水または、床下浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。

対象外 ● 地下、半地下部分の被害は対象外です。

「浸水被害」の給付基準

被害程度	1口あたり給付額	給付額の計算・確認事項	
床上浸水	7.5万円	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
床下浸水	1万円限度	修繕金	・「罹災部分修理費用実額」※の範囲内で給付します。 ・家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

●被害程度 床上浸水 の場合

- ・罹災証明書に「床上浸水」の記載と同時に②風水雪凍害の「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」が記載されていた際は、給付額がより高い被害程度の給付を行います。

●被害程度 床下浸水 の場合

- ・給付請求に必要な各種書類に加え、「同意書」(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)の提出が必要です。

④-1 地震による損壊

給付対象事由 「地震」「津波」「噴火」



公的に証明できる天災による被害が対象

- 給付請求には罹災証明書の原本の提出が必須です
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。

対象外 ● 老朽化による損壊、ひび割れは対象外

「地震損壊」による住宅の一部とみなす設備、機器の被害

- 機器:エアコン室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、ソーラー発電設備
- ・被害程度は「一部損壊」として認定します。
- ・買い換えた場合は、「使用年数減額率」を適用します。

■使用年数減額率

使用年数	2年未満	2年～4年未満	4年～6年未満	6年～8年未満	8年～10年未満	10年以上
減額率	0%	10%	20%	30%	40%	50%

テレビアンテナ、パラボラアンテナの被害

一口1,000円として、加入口数を上限に「罹災部分修理費用実額」※の範囲で給付します。

対象外 ● 業務用、趣味の無線アンテナ、それに関連する設備

「地震損壊」の給付基準

被害程度	損害割合※		給付額の計算・確認事項	
全壊	50%以上	5万円	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
大規模半壊	40%～50%未満	4万円		
中規模半壊	30%～40%未満	3万円		
半壊	20%～30%未満	2.5万円		
準半壊	10%～20%未満	1.5万円		
一部損壊	10%未満	1万円限度	修繕金	・「罹災部分修理費用実額」※の範囲内で給付します。 ・家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

※建物の主要な構成要素の経済的被害の建物全体に占める損害割合

●被害程度 一部損壊 の場合

1口あたりの給付額を以下とする場合があります。

- ・「罹災部分修理費用実額」※が150万円以上の場合、1口につき1.5万円限度。
- ・ただし、明らかなグレードアップは対象外です。

※罹災部分修理費用実額とは…

災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復旧させるためにかかった費用のこと。

給付対象事由と認定基準

④-2 地震による火災

給付対象事由 「地震のときの火災」



地震による火災

- 対象
- 地震が原因で同時またはその後発生した火災が対象です。
 - 給付請求には罹災証明書の原本の提出が必須です。

最大給付額

- 個人加入の最大給付額は500万円です。
- 団体加入の給付額は、個人加入の最大給付額500万円とは別に給付します。

「地震火災」の給付基準

被害程度	住宅延べ床面積/ 焼損壊割合	1口あたり 給付額	給付額の計算・確認事項	
全焼	70%以上	20万円	共済金	・罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
半焼	20%～70%未満	10万円		
小焼	10%～20%未満	5万円		
一部損壊	10%未満	1万円限度	修繕金	・「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。 ・家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

⑤ その他の住宅災害修繕金

給付対象事由 「第三者加害行為」「空巣」「落雷」「シロアリ」「上階からの水濡れ」



第三者加害行為

- 対象
- 第三者による外部からの投石等による災害が対象です。
 - 1口あたり1万円を限度として給付します。(個人加入で11口以降は1口あたり1割給付)

対象外 ● 加入者、家族および同居者が原因の場合は対象外です。

空巣による住宅への被害

- 警察署による証明書の提出が必須です。
- 1口あたり1万円を限度として給付します。(個人加入で11口以降は1口あたり1割給付)

風呂の空焚きによる釜、浴槽部分の被害

- 1口あたり1万円を限度として給付します。(個人加入で11口以降は1口あたり1割給付)

落雷による家電機器の被害

- 修理費用を原則として、1口あたり1万円を限度として給付します。
(個人加入で11口以降は1口あたり1割給付)
- 買い替えた場合は1点につき1万円を限度とします。

対象外 ● ノートパソコン、タブレット、スマホなどの携帯品、ゲーム機と各関連機器は対象外です。

シロアリによる住宅災害

- 対象
- 住宅建物の補修工事費用が対象です。
※シロアリの駆除、予防の費用は対象外です。
 - 罹災時点で継続加入24カ月を経過している加入組合が対象です。同一組合員の再請求は24ヶ月経過後となります。
 - 1口あたり1万円を限度として給付します。(個人加入で11口以降は1口あたり1割給付)

対象外 ● 罹災時点で継続加入期間が24カ月に満たない場合は対象外です。
● シロアリ被害給付後24カ月経過していない被害は、異なる箇所であっても対象外です。

共同住宅での上階からの水濡れ

- 対象
- 加入者が被害者の場合が給付対象です。
 - 1口あたり1万円を限度として給付します。(個人加入で11口以降は1口あたり1割給付)

対象外 ● 加入者が加害者の場合は対象外です。

「その他の住宅災害修繕金」の給付基準

1口あたり給付額	給付額の計算・確認事項		● 落雷による家電機器の被害 の場合 ・買い替えた場合は1点につき1万円限度です。
1万円限度	修繕金	・「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。 ・家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。	

※罹災部分修理費用実額とは…
災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復旧させるためにかかった費用のこと。

⑥ 生命共済見舞金

給付対象事由 「死亡」

※死因は問いません

死亡

死亡

加入者が満67歳以下で死亡した場合

1口につき2万円の生命共済見舞金を遺族に給付します。

- シルバー加入者は対象外
- 団体加入の給付額は、個人加入の最大給付額100万円とは別に給付します。

給付金請求にあたって

給付金請求までの流れ

火災や自然災害等により、組合が名簿に登録した組合員の住居に被害を受けた場合は、次の流れに沿って、給付申請するよう、組合員にお知らせ下さい。
ひとつの災害につき一度の申請となります。ご注意ください。

STEP1 罹災状況の確認

- 罹災状況や損害の程度を確認してください。
- 原因(台風○号等)、被災日時を確認の上、被害箇所が特定できる写真を撮影してください。

【撮影する写真】

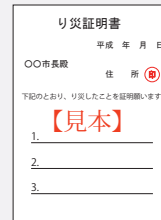
- 住居表示・表札・建物全景の写真
- すべての損害箇所の写真(損害箇所のアップだけでは不可)

※被害箇所が多く分かりづらい場合は、被害箇所を記載した見取図を用意してください。



STEP2 罹災証明申請

- 管轄の区市町村役場または消防署に申請の上、「罹災証明書」の発行を受けてください。
- 「罹災証明書」は**原本**が必要です。
- 自治体により発行期限など異なりますのでご注意ください。



STEP3 罹災報告

- 加入者のしおりに掲載の「罹災状況報告書」にて所属の労働組合経由で住宅あんしん共済宛に被害状況を報告してください。(FAX可)
- お手元がない場合は所属の労働組合より入手ください。



組合経由で
送付

住宅あんしん共済

【罹災状況報告書】

罹災証明書が

一部損焼・一部損壊 準半壊に至らない 床下浸水
の場合はAへ進んでください。

小焼壊 準半壊 半焼壊 中規模半壊 大規模半壊
全焼壊 床上浸水 の場合はBへ進んでください。

A STEP3で罹災証明書が 一部損焼・一部損壊 準半壊に至らない 床下浸水 の場合

STEP4 修理開始

- 修理の前に業者に「修理見積書」の作成を依頼してください。その後に修理を開始してください。
(注) 屋根の上等、自力で写真撮影が困難な場合は、業者の見積り作成の際に撮影を依頼してください。

STEP5 修理完了

- 修理が完了したら、次のものを準備してください。
① 修理見積書 ② 領収書または銀行振込控 ③ 請求明細書 ④ 修理後の写真
(注) 「修理後の写真」は、修理した全ての箇所に必要です。

STEP6 給付請求の準備

- 加入者のしおりに掲載の「罹災報告書および給付金請求書」をご準備ください。お手元がない場合は所属の労働組合より入手ください。
- 必要事項をもれなく記入してください。また、裏面に必要添付書類が記載されているので、請求に必要な書類がそろっているかもあわせて確認してください。

STEP7 給付金請求手続

- 「罹災報告書および給付金請求書」を所属の労働組合経由で住宅あんしん共済宛に送付してください。
(注) 上記書類の送付前に、記入漏れ、必要書類の添付漏れがないかを確認してください。

STEP8 給付金支払

- 給付金は、申請から2週間程度を目安に、労働組合口座または加入者の指定口座に送金されます。

B STEP3で罹災証明書が 小焼壊 準半壊 半焼壊 中規模半壊 大規模半壊 全焼壊 床上浸水 の場合

STEP4 給付請求の準備

- 加入者のしおりに掲載の「罹災報告書および給付金請求書」をご準備ください。お手元がない場合は所属の労働組合より入手ください。修理は不要です。

STEP5 給付金請求手続

- 「罹災報告書および給付金請求書」を所属の労働組合経由で住宅あんしん共済宛に送付してください。
(注) 上記書類に加えて、「罹災証明書」原本、「罹災状況の写真」を添付してください。

STEP6 給付金支払

- 給付金は、申請から2週間程度を目安に、労働組合口座または加入者の指定口座に送金されます。

ご加入にあたって

①加入資格

UAゼンセンに加盟している組合(支部)単位で、組合一括^(注)で加入します。

(注)組合員数の8割以上の加入が必要です。

②加入対象

- 1.加入者が国内において主たる生活をしている(組合に登録している)住宅1箇所です。ただし、海外赴任者(家族帯同・独身者)について、国内に家族(配偶者と子に限る)を含め自宅(持ち家)がない場合および自宅を貸し出している場合は、海外の住居を保障の対象として登録することができます。
- 2.同じ敷地内に母屋と離れなど家屋が2つ以上あり、同一世帯である場合は、合計して1つの住居とみなします。加入申込みの際に、予め家屋を特定する場合は、特定家屋のみ対象とすることができます。
- 3.自家(持ち家)だけでなく、借家や社宅・寮住まいの方も加入できます。(住宅構造は問いません。)
- 4.災害の発生、異動等で加入内容に変更がある場合は、すぐに所属組合(以下、「組合」という)を通じてUAゼンセン共済事業局(以下、「共済事業局」という)までご連絡ください。各種変更手続きを忘れた場合、給付の対象にならないことがあります。

③加入口数

住宅の構造・種別を問わず、加入口数の限度内で希望口数に加入することができます。

区 分	住宅の構造・種別は問わない
加入口数限度	1口～6口

(注)ただし、全員同一口数での加入が必要です。

④掛金(年額)

住宅の構造・種別を問わず、次のとおりとなります。

区 分	住宅の構造・種別は問わない
掛 金	1口500円×加入口数×加入人数

[宣伝活動費の支払いについて]

団体共済加入組合には、次のとおり、宣伝活動費が支払われます。(実際は、掛金総額との相殺となります。)

区分	宣伝活動費
組合支所設置組合	掛金の20%
上記以外の組合	都道府県支部へ掛金の10%
	組合へ掛金の10%

⑤加入手続きと保障期間(権利の取得期間)

1.新規加入の場合

- (1)団体共済パンフレットの「団体加入申込書」に必要事項を記入し、通し番号と加入対象住所を記入した加入者名簿と掛金を添えて、都道府県支部を通じて申し込みます。(同一世帯の組合員でも各々加入できます。)
- (2)保障期間(権利の取得期間)
申込書の加入日^(注1)の午後5時をもって権利を取得し、満1カ年を経過した同月同日の午後5時をもって権利を喪失します。
(注1)都道府県支部・組合支所に掛金を納入した日もしくは指定日(指定日までに掛金の納入が終了していない場合は納入日を加入日とします。)

2.追加加入

- (1)新規加入(更新)後、新たに組合員になった方については、各組合(支部)の加入日に合わせて、毎月1回一括して追加加入することができます。追加加入する組合(支部)は、追加番号と加入対象住所を記入した加入者名簿と掛金^(注2)を添えて、都道府県支部・組合支所を通じて申し込みます。(注2)組合(支部)の権利喪失日までの残余月数を計算して納入します。
- (2)追加加入者の権利は、組合(支部)の権利喪失日と同時に喪失します。また、追加加入者の給付は、残余期間を保障します。

⑥期限切れ(更新)の手続き

- 1.期限切れ日の4カ月前までに、都道府県支部・組合支所を通じて組合へ「期限切れ一覧表(以下、「一覧表」という)」を送付いたしますので、期限切れ日までに、通し番号と加入対象住所を記入した加入者名簿^(注3)と掛金を添えて、都道府県支部を通じて申し込みます。
(注3)加入者名簿は、前年度と変更なく継続する場合でも、毎年必ず提出します。
- 2.保障期間(権利の取得期間)
規定によって掛金を納入した場合は、毎年権利喪失日の午後5時をもって権利を取得し、翌年の同月同日の午後5時をもって権利を喪失します。

⑦各種変更手続き

1.異動変更手続き

次の異動・内容に変更があった場合は、「異動・契約変更・中途解約申請書」に変更箇所を記入し、1カ月以内に都道府県支部・組合支所を通じて、共済事業局に提出してください。

- (1)加入証書の内容に、異動変更があったとき。
- (2)加入者の住所、氏名に変更があったとき。
- (3)加入者が退職した場合、新組合員と加入者変更を行うことができ、各組合(支部)の加入日に合わせて、毎月1回一括して行います。
- 2.口数変更の手続き
加入口数の変更は、原則、期限切れ日を待って行います。た

だし、各組合(支部)の加入日に合わせて、期限切れ日までの残余月数が1カ月以上あれば増口できます。

⑧「加入証書」

加入組合(支部)に対しては、加入の証として、都道府県支部・組合支所を通じて、「団体加入証書」を送付いたします。記載内容をご確認いただき、大切に保管してください。

⑨中途解約

住宅あんしん共済を解約する場合、「異動・契約変更・中途解約申請書」に必要事項を記入し、都道府県支部を通じて、共済事業局に提出してください。

- 1.加入者が国外に住居を異動した場合は保障の対象とはなりません。
(※)ただし、団体加入組合の海外赴任者(家族帯同・独身者)について、国内に家族を含め自宅(持家)がない場合および自宅を貸し出している場合は、海外の住居を保障の対象として登録することができます。
- 2.加入者が海外赴任により住居を海外に異動し組合の届出がない場合でも、生命共済見舞金に限り権利を保障します。
- 3.加入者が国内外に単身赴任で家族と離れて生活する場合、加入者の二親等以内の親族が貸借関係なく引き続き生活する場合は保障を継続できます。

⑩給付の請求

1.給付請求における注意点

- (1)給付対象は、火災や突発的なしちかも偶然におこる不可抗力が原因の住宅災害が基本対象です。
- (2)住宅の欠陥および老朽化や劣化または腐食被害は対象になりません。
- (3)一災害につき一回の給付請求となります。
- (4)給付申請の前に「罹災状況報告書」の提出が必要です。提出は、被害を受けて3カ月以内とします。給付の支払義務は、保険法の定めにより、3年の時効により消滅します。ただし、運営委員会で審議の上、給付対象を定めて、この時効を延長することができます。
- (5)一部損壊の被害による請求は、速やかな復旧工事が原則です。すぐに修理を行わず被害箇所の悪化による請求は対象になりません。
- (6)敷地内に母屋・離れなど2つ以上の住居がある場合、各住宅の延べ床面積を合計し、被害箇所の面積を割り出します。
- (7)被害の程度は、次の割合に基づき認定されます。
①火災・地震火災の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全 焼	70%以上
半 焼	20%～ 70%未満
小 焼	10%～ 20%未満
一部 損 壊	10%未満

②自然災害・地震災害の場合

被害の程度	損害割合※
全 壊	50% 以上
大規模半壊	40% ～ 50% 未満
中規模半壊	30% ～ 40% 未満
半 壊	20% ～ 30% 未満
準半壊	10% ～ 20% 未満
一部損壊	10% 未満

※建物の主要な構成要素の経済的被害の建物全体に占める割合

- (8)公的機関の証明書(消防署または自治体の罹災証明書)は原本を提出します。
- 2.全焼壊・大規模半壊・半焼壊・小焼壊・床上浸水の被害を受けた場合の請求
(1)基本的に「罹災証明書」で認定します。場合により、調査委員が現場確認を行います。
- (2)被害の程度(焼壊割合)が基準で、住宅の不動産評価額や焼失損害金額、再取得価額とは異なります。
- (3)公的機関の罹災証明書で全壊～準半壊(小壊)および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。
- (4)罹災証明書、写真、見取り図(手書き可)などを添付します。
- 3.一部損壊・床下浸水の被害を受けた場合の請求
(1)家財は対象外となります。
- (2)被害箇所の修理復旧工事に支払った罹災部分修理費用実額※の範囲内で認定します。ただし、住宅に付属する機器の被害は、購入使用年数による減額率を適用します。
■使用年数減額率表

使用年数	減 額 率
2年未満	0%
2年以上～4年未満	10%
4年以上～6年未満	20%
6年以上～8年未満	30%
8年以上～10年未満	40%
10年以上	50%

- (3)修理復旧工事を行った業者の見積書、請求書、領収書、写真、見取り図(写真より被害箇所の特定が判りやすい場合)、罹災証明書や警察署の証明などを添付します。
※被害の種類により添付書類は多少異なります。
- (4)プラスチック製屋根材(素材・種類が塩化ビニール、ポリカーボネート、アクリル製ほかの原料による波板)、車庫、塀、物置、倉庫、住宅と同一の店舗部分の被害等については、加入口数による給付可能金額の50%を上限とし、かつ罹災部分修理費用実額※の50%が修繕金となります。簡易な建物(間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事

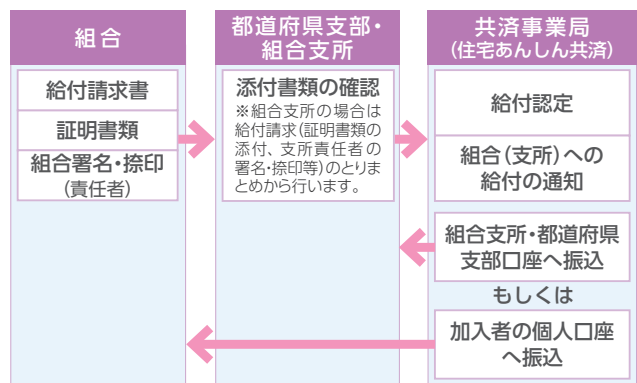
- されていない物置等)は対象になりません。
- (5)床下浸水被害で、業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書を添付します。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬(消石灰など)の購入が記載された購入店の領収書及び明細書を添付します。その他の添付書類として、同意書(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事なども必要となります。
- (6)被害箇所以上の修理をした場合、被害箇所を算出し認定します。設備や機器の買替えは、使用年数による減額率(P17「使用年数減額率表」を参照)を適用し算出します。グレードアップした場合は、元の製品に置替えて認定します。

(※)「**罹災部分修理費用実額**(認定類)」の考え方
(定義)
A) 罹災部分修理費用実額は、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。
B) 実務的には、罹災証明書・写真・見取り図・修理見積書・請求明細書・領収書を確認し、修理費用実額を認定します。
(注意点)
A) 現状を復帰させるための費用とは、被害物件の建築時に使用した材質と同質のものを使って修理を行うためにかかる費用のことをいいます。
B) 建築時に使用された建材が既に製造されておらず、在庫も存在しない場合は、その材質に近い素材を使って修理を行ってください。
C) あくまでも被害を受けた箇所のみの修理であり、被害箇所以外の箇所をまとめて修理を行うことは不可とします。
D) ベランダ等で建築時のユニットが既に無く修理不能な場合で、新しいユニットに交換した場合は、原則交換費用から経年減価させた費用を修理実費として認定します。
E) 過去の災害を放置した結果、被害が拡大し、修理を行う場合は、その修理費用は認めません。

4. 給付の請求方法

- (1)火災等の災害が発生した場合は、速やか(3カ月以内)に「罹災状況報告書」で、組合を通じて、共済事業局へ報告をお願いします。
- (2)「罹災状況報告書」での報告後、各災害に応じた請求書類を提出してください。

5. 給付請求と給付金送付の流れ



- (注1) 給付は組合(支所・都道府県支部) 口座へ直接振込むことにより行います。
- (注2) 給付金認定後の通知は、住宅あんしん共済から組合(支所・都道府県支部)にご案内します。

11 給付金をお支払いできない場合

1. 次のような場合には、給付金はお支払いできません。
- (1) 申込手続きに虚偽の記載をし、または異動手続きを怠ったとき。
- (2) 給付の請求書および関係書類に、虚偽の記載があったとき。
- (3) 給付の請求書および関係書類に、不備があったとき。
- (4) 本人もしくは世帯を同じくする者が、給付金取得を目的として、故意に災害を発生させたとき。
- (5) 加入者でない者が給付金を受取る場合に、災害がその者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大過失または法令違反によって生じたとき。
- (6) 火災・住宅災害が発生してから正当な理由なく、3カ月以上届出なかった場合、給付を行わないことがあります。
(注1) 上記に抵触することが明らかになった場合は、給付金の受領者は、直ちに給付金の返還義務を負うこととなります。
(注2) 給付の支払い義務は、3年の時効により消滅します。
2. 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災・住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金・修繕金の全部または一部を給付しないこともあります。

個人情報の取扱いに関するご案内

UAゼンセン住宅あんしん共済、組合支所、都道府県支部は、加入申込書・変更申告書に関する個人情報(過去に取得したものを含みます)を、住宅あんしん共済に関する加入者の確認、加入者からの照会・応答、共済金・修繕金請求への対応および支払いに必要な範囲内で、適正に利用させていただきます。また、所属組合が行う各種手続きのために所属組合に本加入情報を提供いたします。加入申込者は、個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意ください。



住宅あんしん共済 Q&A

Q1 団体型の加入状況は?

- A1** 加入件数は382組合・組織、加入人員は251,257人、加入口数は393,744口(2024年8月1日現在)、UAゼンセン共済の中で最も多い団体加入実績です。
加入口数でみると、1口が228組合(全体に占める割合は59.6%)と最も多く、2口が83組合(同21.7%)、6口が31組合(同8.1%)の順となっています。

Q2 団体型の加入で個人型加入にメリットはありますか?

- A2** 宣伝活動費があるため、団体型加入により実質の掛金を減らすことができます。また、個人型加入により、団体型加入口数分は上乗せ保障となりますので、団体加入組合においては個人型の加入推進をお願いします。介護共済では団体型加入が個人型において組合員本人が加入しなくても親のみを加入させることができるメリットはありますが、住宅あんしん共済には残念ながらそのようなメリットはありません。

Q3 組合支所の設置基準とメリット、宣伝活動費について教えてください。

- A3** ①組合に専従担当者を置くこと、②事務処理体制が備わっていること、③住宅あんしん共済の加入口数が原則3,000口(団体および個人の加入口数の合計)以上あることが組合支所設置の条件です。例えば、組合員数500人で団体型6口加入では加入口数は3,000口となり、①及び②の条件を満たせば、組合支所を設置できます。
それにより宣伝活動費20%が還元されますので、実質負担する団体掛金は500人×6口×500円×80%=120万円です。一方、都道府県支部扱いの組合は10%の還元、実質の団体掛金は500人×6口×500円×90%=135万円です。この宣伝活動費も踏まえ、団体口数をご検討ください。

Q4 個人型加入でも宣伝活動費はありますか?

- A4** 個人型にも宣伝活動費はあり、①組合支所で個人型をチェックオフしている組合は基本部分掛金総額の15%、②組合支所で個人型が口座引き落としの場合は5%、③都道府県支部扱いの組合は5%です。①は毎月還元、②及び③の組合は毎年 3 月時点の加入実績に基づき 5 月に交付します。その他詳細は事務局へお問い合わせください。

Q5 団体型と個人型の口数の関係は?

- A5** 団体型は組合が1〜6口の範囲で任意に選択できます。一方、個人型の基本部分は3口以上の加入です。団体型に6口加入していても、個人型は3口以上の加入が必要です。団体と個人の合計口数が3口以上ではありませんので、ご注意ください。



Q6 「共済金」と「修繕金」の違いは？

A6 火災で「小焼壊」以上、自然災害で「準半壊」「床上浸水」以上の被害は「共済金」として口数に応じ定額を給付します。一方、一部損壊（準半壊に至らない）では「修繕金」として、口数による金額を上限に、罹災部分修理費用実額の範囲内で給付します。

Q7 団体型と個人型の合計口数が給付額となりますか？

A7 はい、個人型の上限口数に縛られず、団体型と個人型の合計口数に基づき給付します。個人型の最高口数は50口ですが、所属組合が団体型6口加入している場合は合計56口となります。床下浸水やその他住宅災害修繕金は個人加入で10口までが1口1万円、11口以降が1口あたり1割（1,000円）ですが、仮に個人型15口、団体型6口であれば10.5+6=16.5万円を上限に、罹災部分修理費用実額の範囲内で給付します。

Q8 住宅あんしん共済には家財保障はありますか？

A8 罹災証明書等で全焼壊～小焼壊と認定された場合、口数に応じ定額（火災全焼の場合1口・100万円など）の共済金をお支払いします。一方、被害が比較的軽微な一部損壊（修繕金）では住宅の一部とみなす設備・機器（エアコンの室外機、給水設備、給湯設備等）以外の家財は給付対象となりません。

Q9 「生命共済見舞金」は被災時に死亡した時のみが対象ですか？

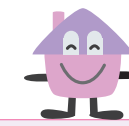
A9 いいえ、死亡原因に関わらず、お支払いします。対象は名簿登録した組合員のみです。被災時のみと勘違いされている方も少なくありませんので、ご注意ください。

Q10 通常の「火災」と地震災害「火災」の違いは？

A10 通常の火災は火災保険の対象ですが、地震・津波・火山噴火を原因とする火災は地震保険に加入しないと保障されず、注意が必要です。住宅あんしんも同様に区別しています。団体型6口で通常の火災は共済金600万円ですが、地震等が原因の火災は120万円です。

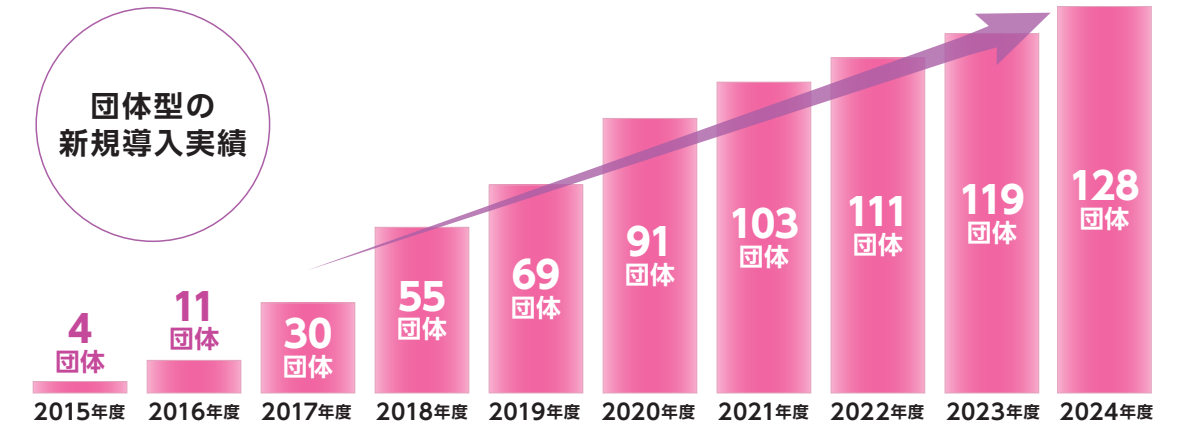
Q11 給付金に関して、民間火災保険との違いは？

A11 民間は罹災証明書の提出は不要、工事の見積もりの段階で保険金請求しますが、一定規模の被害は保険会社の査定があります。住宅あんしん共済では小焼壊や準半壊以上（共済金）で罹災証明書と被災箇所の写真により定額を給付しますので、迅速な給付が可能です。一方、一部損壊（修繕金）では罹災証明書と被災後の写真のほか、被災箇所を工事終了後、修理見積書、請求書、領収証、修理後の写真も必要です。



Q12 最近の「団体型の新規導入実績」と「給付実績」は？

A12 過去10年間で128組合が新規に団体加入いただいております。



また、2011年以降
6,066件、約3億5,827万円の
給付実績があります。

団体給付件数および金額

年度	件数	団体給付金額
2024	395件	30,075,421円
2023	366件	22,604,994円
2022	156件	26,964,709円
2021	196件	15,098,576円
2020	412件	36,495,359円
2019	855件	47,012,826円
2018	202件	9,650,271円
2017	539件	15,937,561円
2016	225件	11,717,173円
2015	193件	11,236,283円
2014	276件	18,898,059円
2013	200件	18,182,667円
2012	1,488件	71,105,854円
2011	563件	23,295,000円
合計	6,066件	358,274,753円

団体共済を導入いただくことで、組合の災害見舞金規程の裏付け（財源確保）として、近年増加している自然災害に対して、団体制度で下支えできます！

加入者名簿の提出について

- 団体共済の加入にあたっては、加入申込書に団体加入者名簿を添えてお申し込みください。

- 団体加入者名簿は、下図のような内容であれば、組合が作成した名簿でも結構です。

●日付 ●組合名 ●所在地
●連番がふられた氏名および住所
があればOKだヨ！



[加入申込書](#)

様式第7号

団体加入者名簿を添えて申し込みます。

(注) 加入申込書の**原本**は必ず、組合支所・都道府県支部経由で、**住宅あんしん共済**までご提出ください。